

原議保存期間	30年(令和37年3月31日まで)
有効期間	一種(令和37年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 生 企 発 第 300 号
令 和 6 年 9 月 13 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

地域警察運営規則の一部を改正する規則の施行について（通達）

地域警察運営規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第12号。以下「改正規則」という。）が、本日、別添のとおり公布・施行された。その趣旨、内容及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正規則による改正後の地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号）を「規則」という。

記

第1 改正の趣旨

平成6年に地域警察運営規則が改正されて以降、これまでの間、都市部への人口の集中とその他地域の過疎化の進行、サイバー空間や先端技術の利用拡大等社会情勢が大きく変化したほか、我が国を取り巻く国際情勢も目まぐるしく変化しており、警察はこれらの変化が国内の治安情勢に与える影響を的確に捉えて対処していく必要がある。地域警察部門においては、各地域における人口動態の推移や警察事象の変化によりきめ細やかに対応し、必要な体制を構築する必要があるところ、地域警察官のより効果的な運用が可能となるよう関係条項を改正するとともに、都道府県警察において運用実態のない条項についての見直しを行うなど所要の改正を行った。

第2 改正の内容等

1 交番及び駐在所を柔軟かつ適正に運営するための改正

(1) 交番及び駐在所の運用基準の見直し（規則第16条第1項及び第2項）

交番の運用について、「原則として1当務3人以上の交替制の地域警察官により運用する」と規定していたが、「交替制の地域警察官により運用する」と改めるとともに、駐在所の運用について、「原則として1人の駐在制の地域警

察官により運用する」と規定していたが、「駐在制の地域警察官により運用する」と改めた。また、交番及び駐在所について、「所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官により運用することができる」と規定した。

これは、所管区内の人口、警察事象の発生状況等によっては、これまで原則としてきた基準では地域警察官の効果的な運用が困難となる場合があることから、配置人員の基準を見直すとともに、必要があると認める場合は日勤制の地域警察官により運用することができることとしたものである。

(2) 交番所長の設置義務の緩和（規則第 16 条の 2 第 1 項）

交番所長の設置について、「日勤制の地域警察幹部の所長を置くものとする」と規定していたが、「必要に応じて、日勤制の地域警察幹部の所長を置くことができる」と改めた。

これは、今回の改正で交番及び駐在所を日勤制の地域警察官により運用することも可能としたところ、日勤制の地域警察官により運用する場合は、連絡、引継ぎ等の齟齬が生じにくく交番所長を置く必要性が低いことなどから、交番所長は必要に応じて置くこととしたものである。

(3) 移動交番車及び臨時交番の運用基準の見直し（規則第 21 条第 1 項）

移動交番車及び臨時交番を運用する場合について、「団地その他人口増加の著しい地域等において必要がある場合」と規定していたが、「交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合」と改めた。

これは、現在の社会情勢を踏まえると、地域警察活動をより効果的に行うためには、交番、駐在所の活動を補う移動交番車等について「団地その他人口増加の著しい地域」に限らず、より広範な地域で柔軟に運用できるようにする必要があることから、治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合に運用することとしたものである。

(4) 駐在所における交番相談員の活用（規則第 29 条及び第 32 条）

交番相談員を運用することができる場合について、「交番につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合」と規定していたが、「交番又は駐在所につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合」と改めた。これに伴い、交番相談員の指揮監督等について所要の規定の整備を行った。

これは、交番のみならず駐在所の地域警察官についても、交番相談員との共働による効果的な活動が可能となるよう、交番相談員の活動場所に駐在所を加えることとしたものである。

2 警察本部長及び警察署長がより効果的・効率的に地域警察を運営するための改正

(1) 通常基本勤務の柔軟化（規則第5条第1項）

通常基本勤務について、「地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務を通じて、第2条の任務を達成するための活動を行うものとする」と規定していたが、「地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法のうち地域の実態に即して警察本部長が定めるものにより行う地域警察勤務を通じて、第2条の任務を達成するための活動を行うものとする」と改めた。

これは、各都道府県の実態により即した地域警察の運営を行うため、警察本部長が、各都道府県の実態に即して規則第5条第1項各号に定める勤務方法の範囲内で、通常基本勤務を定めることとしたものである。

(2) 幹部会議に係る規定の見直し（規則第12条第3項）

運営上の留意事項について、「警察署長は、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を協議するため、定期的に幹部会議を開くものとする」と規定していたが、「警察署長は、第9条第2項に規定する管内の実態を踏まえ、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を定めるものとする」と改めた。

これは、警察署長が管内の治安情勢を把握したり、把握した情勢を元に治安対策を検討したりするため定期的な幹部会議の開催に係る規定が設けられていたところ、実態として、日々の各種会議において地域警察の活動も含めた議論が既に行われており、地域警察独自の幹部会議を開催する必要性は必ずしも高いとは言えず、むしろ地域警察部門以外の部門で把握した治安情勢や治安課題を含めた広い視点から地域警察活動の重点等を検討する必要があることから、当該規定を見直し、警察署長は、地域の人口、世帯数等規則第9条第2項に規定する管内の実態を踏まえ、地域警察に関する活動の重点等を定めることとしたものである。

3 警察本部長、警察署長及び地域警察幹部の責務を明確化するための改正

(1) 地域警察官の安全を確保するための施設整備等（規則第12条第2項）

運営上の留意事項について、「警察本部長及び警察署長は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない」ことを追加した。

これは、近年の地域警察官が受傷・殉職した事案の発生状況を踏まえ、これら事案の発生を未然に防ぐため、警察本部長及び警察署長が地域警察官の安全確保のための施設整備等に努めなければならないことを明確化したものである。

(2) 警察署の地域警察幹部による指揮監督及び指導教養の機会の拡大（規則第13条第1項）

指揮監督及び指導教養上の留意事項について、地域警察幹部が地域警察官の指揮監督及び指導教養を行うに当たっては、「交番、駐在所等の勤務場所において」行うことと規定していたが、「交番、駐在所等のほか、その活動に従事する場所において」行うことと改めた。

これは、警察署の地域警察幹部の指揮監督及び指導教養の機会を拡大するために、地域警察官の勤務場所のみならず、活動に従事する場所全般において、あらゆる機会を活用して行うこととしたものである。

4 巡回連絡を効率的に行うための改正（規則第20条第2項）

巡回連絡の実施に関し、地域警察部門以外の警察職員との協力のため「警察本部長及び警察署長は、前項の巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察部門以外の警察部門の警察職員をして前項の巡回連絡に協力させるものとする」と規定した。

これは、近年110番通報受理件数や人身安全関連事案等対処に時間を要する事案が高水準で推移していることなどから、巡回連絡に充てることができる時間が不足し、巡回連絡による受持区の実態の掌握が十分になされていない状況にあることを踏まえ、警察署の総合力を発揮して巡回連絡を効率的に行うことができるように規定したものである。

5 その他

その他所要の規定の整備を行った。

第3 運用上の留意事項

1 交番及び駐在所の運営（規則第16条関係）

(1) 交番又は駐在所の設置については、地域における治安情勢の変化に対応して警戒力を適正に配分するため、統廃合を含めてこれまでも絶えず見直しが行われてきたところであるが、引き続き、地域の実情に即した必要な警戒力を投入するための俯瞰的分析を行い、各地域の実態に即した適正かつ合理的な配置となるよう不断に見直しを行うこと。

(2) 交番及び駐在所における勤務制及び配置人員については、地域警察が地域の実態掌握、常時警戒態勢の保持及び全ての警察事象への即応を任務としていることに配意しつつ、所管区の治安情勢等に応じて適切に配置すること。その際は、地域警察官や警ら用無線自動車の体制を含めた警察署における地域警察部門の体制を総合的に考慮し、管内の警察事象に円滑に対応できるよ

う配慮すること。

- (3) 今回の改正により交番及び駐在所の配置人員に係る基準を削除したが、これは地域警察部門の人員削減を促すことを目的としたものではなく、規則第2条の任務を果たすため、地域警察官を効果的に運用しつつ、治安情勢等に応じて絶えず配置人員の見直しを行い、その最適化を図りつつ地域警察を運用することを目的としていることに留意すること。

配置人員の見直しに当たっては、地域警察官の安全を確保する観点から、各交番及び駐在所の取り扱う警察事象や立地環境等に応じ、複数体制を構築するなど適切な職務執行体制を確保するよう努めること。

地域警察部門の配置人員を最適化している中で、実際に稼働する人員が想定していた配置人員を下回ることになれば、地域警察の任務の達成や安全確保の観点から支障が生じかねないことから、引き続き転用勤務を廃止するための取組を進めること。

交番及び駐在所の警察官が一時的に不在となる場合については、交番相談員による支援機能の充実、警ら用無線自動車との連携強化、交番及び駐在所から警察署への緊急の連絡が可能となる不在時転送電話等の整備等により、来訪者に対する迅速的確な対応を行うことができる体制を確保すること。

- (4) 交番及び駐在所の配置や運用の見直しに当たっては、地域住民等との連携強化が重要であることから、交番連絡協議会等を通じて地域警察の活動状況に関する地域住民等の意見・要望の把握に努めるとともに、地域警察における運用体制について地域住民等に必要な説明を行い、理解を得るように努めること。

2 巡回連絡（規則第20条関係）

- (1) 近年、オートロック式集合住宅の増加等により訪問による巡回連絡の実施が困難になっている実情があることから、集合住宅の管理組合の協力を得て実施する防犯指導等と併せて巡回連絡カードの記入を依頼するという取組や、諸願届等のため交番、駐在所その他の警察施設を訪問した住民に巡回連絡カードの記載を依頼して後日訪問するという取組等を、必要に応じて推進すること。
- (2) 巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、他の警察部門の警察職員をして巡回連絡に協力させるものとしたことから、地域警察部門以外の警察官が業務として家庭、事業所等を訪問した際に併せて居住実態を把握し、住民の同意を得て巡回連絡カードに把握した情報を記入するという取組や、行政手続等で警察署に来署した住民に担当窓口の警察職員が巡回連絡

カードの記入を依頼し、後日地域警察官が訪問するという取組等を、必要に応じて推進すること。

3 その他

(1) 交番所長等（規則第 16 条の 2 関係）

交番所長を置かない場合には、勤務日が異なる地域警察官の相互連絡、引継ぎ等の状況をよく勘案し、活動の一体性や効率性を確保した運用を行うこと。

(2) 移動交番車等の運用（規則第 21 条関係）

移動交番車及び臨時交番については、交番・駐在所の統廃合を行った地域において必要がある場合に運用するなど、警察事象への即応や市民との良好な関係の保持のため、効果的に活用すること。

(3) 資料の整理保管（規則第 22 条関係）

交番又は駐在所における資料の紛失の防止その他適切な管理のために必要な措置については、例えば、警察署長であれば紛失を防止するために必要なキャビネット等を備え付ける、地域警察幹部であれば紛失、誤廃棄及び個人情報の漏洩を防止するために必要な指導教養を行う、交番及び駐在所で勤務する地域警察官であれば紛失及び誤廃棄を防止するために必要な整理・点検を行うなど、それぞれに応じた措置を講じること。

(4) 交番相談員（規則第 29 条、第 32 条関係）

交番相談員については、交番及び駐在所の地域警察官の配置数、勤務制、治安状況等を勘案し、必要に応じて駐在所にも配置するとともに、財政当局に対し地方財政計画上の措置内容に沿った予算措置がなされるよう計画的に折衝すること。

○国家公安委員会規則第十二号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、地域警察運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月十三日

国家公安委員会委員長 松村 洋史

地域警察運営規則の一部を改正する規則

地域警察運営規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第3章 〔略〕 第4章 警備派出所及び直轄警ら隊（第27条・第28条） 第5章 交番相談員（第29条―第32条） 第6章 雑則（第33条） 附則 （運用） 第4条 地域警察は、交番、駐在所、自動車警ら班又は自動車警ら隊のほか、地域の実情に応じ、 <u>警備派出所</u> 、直轄警ら隊等に配置され、それぞれ次条に定める地域警察勤務に従事する地域警察官を相互に連携させることにより運用するものとする。この場合において、その効果的な運用を図るため、通信指令室及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するものとする。 （地域警察勤務） 第5条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法のうち地域の実態に即して警察本部長が定めるものにより行う地域警察勤務	目次 第1章～第3章 〔同左〕 第4章 警備派出所、 <u>検問所及び直轄警ら隊</u> （第27条―第29条） 第5章 交番相談員（第30条―第33条） 第6章 雑則（第34条） 附則 （運用） 第4条 地域警察は、交番、駐在所、自動車警ら班又は自動車警ら隊のほか、地域の実情に応じ、 <u>警備派出所</u> 、 <u>検問所</u> 、直轄警ら隊等に配置され、それぞれ次条に定める地域警察勤務に従事する地域警察官を相互に連携させることにより運用するものとする。この場合において、その効果的な運用を図るため、通信指令室及び警察署通信室並びに警察用船舶及び警察用航空機の機能を活用するものとする。 （地域警察勤務） 第5条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務種別に従い、それぞれ当該各号に定める勤務方法により行う地域警察勤務（次項において「通常基本勤務」という。）を通じて、

（次項において「通常基本勤務」という。）を通じて、第2条の任務を達成するための活動を行うものとする。

- (1) 交番勤務（臨時交番勤務を含む。以下同じ。）立番、見張り、在所、警ら及び巡回連絡
- (2) 駐在所勤務 在所、警ら及び巡回連絡
- (3) 移動交番車勤務 在所及び警ら
- (4) 自動車警ら班勤務 機動警ら及び待機
- (5) 自動車警ら隊勤務 機動警ら及び待機
- (6) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、見張り、在所及び警ら
- [号を削る。]

(7) 直轄警ら隊勤務 警ら及び待機

2 〔略〕

（地域警察幹部等の職務）

第10条 〔略〕

2 地域警察部門（地域警察活動を所掌する部門をいう。第20条第2項において同じ。）以外の警察部門に属する幹部は、地域警察官に対し、その所掌する事務のうち地域警察活動に必要なものについて指導教養を行わなければならない。

（勤務準則及び勤務基準）

第11条 警察本部長は、地域警察の運営を計画的に行うため、勤務制、勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務時間、勤務方法その他の地域警察勤務に関する事項についての準則（次項及び第14条第1項において準用する次項において「勤務準則」という。）を定めなければならない。

2 警察署長は、勤務準則に従い、かつ、第9条第2項に規定する管内の実態を勘案して、個別の交番、駐在所等ごとに勤務方法別の勤務時間の割り振りその他の事項についての基準（第4項において「勤務基準」という。）を定めなければならない。

[3・4 略]

第2条の任務を達成するための活動を行うものとする。

- (1) 交番勤務（臨時交番勤務を含む。以下同じ。）立番、見張、在所、警ら及び巡回連絡
- (2) 駐在所勤務 在所、警ら及び巡回連絡
- (3) 移動交番車勤務 在所及び警ら
- (4) 自動車警ら班勤務 機動警ら及び待機
- (5) 自動車警ら隊勤務 機動警ら及び待機
- (6) 警備派出所勤務 警戒警備、立番、見張、在所及び警ら
- (7) 検問所勤務 検問、立番、見張及び待機
- (8) 直轄警ら隊勤務 警ら及び待機

2 〔同左〕

（地域警察幹部等の職務）

第10条 〔同左〕

2 地域警察幹部以外の幹部は、地域警察官に対し、その所掌する事務のうち地域警察活動に必要なものについて指導教養を行わなければならない。

（勤務準則及び勤務基準）

第11条 警察本部長は、地域警察の運営を計画的に行うため、勤務制、勤務制及び勤務種別の組合せごとの勤務時間、勤務方法その他の地域警察勤務に関する事項についての準則（次項において「勤務準則」という。）を定めなければならない。

2 警察署長は、勤務準則に従い、かつ、第9条第2項に規定する管内の実態を勘案して、個別の交番、駐在所等ごとに勤務方法別の勤務時間の割り振りその他の事項についての基準（以下この条において「勤務基準」という。）を定めなければならない。

[3・4 同左]

(運営上の留意事項) 第12条 〔略〕 2 警察本部長及び警察署長は、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備資器材の整備並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない。 3 警察署長は、第 9 条第 2 項に規定する管内の実態を踏まえ、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を定めるものとする。 (指揮監督及び指導教養上の留意事項) 第13条 地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たつては、その勤務の実態を的確に掌握し、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、交番、駐在所等のほか、その活動に従事する場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。 2 〔略〕 (準用) 第14条 第 9 条、第11条第 2 項及び第 3 項、第12条並びに前条第 2 項の規定は、警察本部（警視庁、道府県警察本部、方面本部及び市警察部をいう。以下同じ。）に置かれる自動車警ら隊の運営に関する事務を所掌する警察本部の課（隊その他の組織で課に相当するものを含む。次項において「自動車警ら隊所属」という。）の長について準用する。この場合において、第11条第 2 項及び第12条第 3 項中「第 9 条第 2 項」とあるのは「第14条第 1 項において準用する第 9 条第 2 項」と読み替えるものとする。 2 第11条第 4 項の規定は、自動車警ら隊所属の地域警察官について準用する。この場合において、同項中「勤務基準」とあるのは「第14条第 1 項において準用する第 2 項に規定する基準」と、「前項」とあるのは「同条第 1 項において準用する前項」と、「警察	(運営上の留意事項) 第12条 〔同左〕 〔項を加える。〕 2 警察署長は、地域警察に関する活動の重点その他必要な事項を協議するため、定期的に幹部会議を開くものとする。 (指揮監督及び指導教養上の留意事項) 第13条 地域警察幹部は、地域警察官の指揮監督及び指導教養に当たつては、その勤務の実態を的確に掌握し、地域警察官が地域を担当する自覚と責任を持ち、自発的かつ主体的に活動に取り組むよう、交番、駐在所等の勤務場所において、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するよう努めなければならない。 2 〔同左〕 (準用) 第14条 第 9 条、第11条第 2 項及び第 3 項、第12条並びに前条第 2 項の規定は、警察本部（警視庁、道府県警察本部、方面本部及び市警察部をいう。以下同じ。）に置かれる自動車警ら隊の運営に関する事務を所掌する警察本部の課（隊その他の組織で課に相当するものを含む。次項において「自動車警ら隊所属」という。）の長について準用する。 2 第11条第 4 項の規定は、自動車警ら隊所属の地域警察官について準用する。この場合において、同項中「警察署長」とあるのは「自動車警ら隊所属の長」と読み替えるものとする。	署長」とあるのは「同条第 1 項に規定する自動車警ら隊所属の長」と読み替えるものとする。 (運用体制) 第16条 交番は、交替制の地域警察官により運用するものとする。ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官により運用することができる。 2 駐在所は、駐在制の地域警察官により運用するものとする。ただし、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、日勤制の地域警察官により運用することができる。 (交番所長等) 第16条の 2 交番には、その活動を一体として効率的に行わせるため、必要に応じて、日勤制の地域警察幹部の所長を置くことができる。 〔2・3 略〕 (所管区活動) 第17条 交番又は駐在所の地域警察官は、所管区（第21条の 2 第 1 項の規定による運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条及び第19条第 1 項において同じ。）において、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他地域社会の実態の掌握に努め、地域に溶け込み、地域社会の実態に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して第 2 条の任務を遂行するものとする。 (立番、見張り及び在所) 第18条 〔略〕 2 交番勤務の見張りにおいては、交番の施設内の適当な場所に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。 3 〔略〕	(配置人員等) 第16条 交番は、原則として 1 当務 3 人以上の交替制の地域警察官により運用するものとする。 2 駐在所は、原則として 1 人の駐在制の地域警察官により運用するものとする。 (交番所長等) 第16条の 2 交番には、その活動を一体として効率的に行わせるため、日勤制の地域警察幹部の所長を置くものとする。 〔2・3 同左〕 (所管区活動) 第17条 交番又は駐在所の地域警察官は、所管区（第21条の 2 第 1 項の規定による運用を行う場合は、同項に規定するブロックとする。以下この条、第19条及び第20条第 2 項において同じ。）において、地形、地物及び交通の状況、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢その他地域社会の実態の掌握に即した活動を行うことにより、当該所管区について共同して第 2 条の任務を遂行するものとする。 (立番、見張及び在所) 第18条 〔同左〕 2 交番勤務の見張においては、交番の施設内の出入口付近に位置して、椅子に腰掛けて警戒するとともに、諸願届の受理等に当たるものとする。 3 〔同左〕
---	--	--	---

4 前 3 項の立番、見張り又は在所に際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(警ら)

第19条 〔略〕
〔項を削る。〕

2 前条第 4 項の規定は、前項の警らについて準用する。
(巡回連絡)

第20条 交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、担当する区域（以下この項において「受持区」という。）を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 警察本部長及び警察署長は、前項の巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察部門以外の警察部門の警察職員をして前項の巡回連絡に協力させるものとする。
(移動交番車等の運用)

第21条 警察署長は、交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番車又は臨時交番により当該地域をその所管区に含む交番又は駐在所の活動を補うものとする。

4 前 3 項の立番、見張又は在所に際しては、市民に対する応接を丁寧迅速に行うとともに、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。

(警ら)

第19条 〔同左〕
2 前項の警らは、徒歩又は自転車により行うものとする。ただし、所管区の面積、地形等の状況、治安情勢等を勘案して必要と認められるときは、自動二輪車、小型警ら車又は警ら用無線自動車により行うことができる。

3 前条第 4 項の規定は、第 1 項の警らについて準用する。
(巡回連絡)

第20条 交番勤務及び駐在所勤務の巡回連絡においては、担当する区域（以下「受持区」という。）を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡、住民の困りごと、意見、要望等の聴取等に当たることにより、住民との良好な関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

2 前項の巡回連絡は、所管区又は受持区の状況その他の事情により必要と認められるときは、前条第 1 項の警らに当たつて行うことができる。

(団地等における特例)

第21条 警察署長は、団地その他人口増加の著しい地域等において必要がある場合は、移動交番車又は臨時交番により交番又は駐在所の活動を補うものとする。

2 第18条第 3 項及び第 4 項の規定は移動交番車勤務の在所について、第19条の規定は移動交番車勤務の警らについて準用する。この場合において、第19条第 1 項中「所管区」とあるのは「第21条第 1 項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

(統合運用)

第21条の 2 警察署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する 2 以上の交番又は駐在所について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、当該 2 以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（次項において「ブロック」という。）において、当該 2 以上の交番又は駐在所の地域警察官を統一的に運用することができる。

2 警察署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる 1 の交番又は駐在所の地域警察官の中から当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者を指定するものとする。

〔項を削る。〕

(資料の整理保管)

第22条 交番又は駐在所の活動に必要な資料については、常に活用できるよう整理保管しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(設置等)

第23条 自動車警ら班は、警察署の管轄区域の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、当該区

2 第18条第 3 項及び第 4 項の規定は移動交番車勤務の在所について、第19条第 1 項及び第 3 項の規定は移動交番車勤務の警らについて準用する。この場合において、第19条第 1 項中「所管区」とあるのは「団地その他人口増加の著しい地域等」と読み替えるものとする。

(統合運用)

第21条の 2 警察署長は、所管区が相互に隣接し、又は近接する 2 以上の交番又は駐在所について、それぞれの所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して特に必要があると認める場合は、当該 2 以上の交番又は駐在所の所管区を結合し、当該結合した区域（以下この条において「ブロック」という。）において、当該 2 以上の交番又は駐在所の地域警察官を統一的に運用することができる。

2 警察署長は、前項の規定による運用を行う場合においては、当該ブロックにおける地域警察官の活動の拠点となる 1 の交番又は駐在所の地域警察官の中から当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者を（次項において「統括責任者」という。）を指定するものとする。

3 前項の規定により統括責任者の置かれた交番以外の当該ブロックにおける交番には、第16条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、日勤制の所長を置かないことができる。
(資料の整理保管)

第22条 交番又は駐在所の活動に必要な資料は、常に活用できるよう整理保管しておかなければならない。

(設置等)

第23条 自動車警ら班は、警察署に置くものとする。

域において警ら用無線自動車の運用による機動力を活用した活動を行う必要がある場合に、警察署に置くものとする。 2 自動車警ら隊は、都道府県の区域の治安情勢、自動車警ら班の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、当該区域において警ら用無線自動車の運用による機動力を活用した活動を行う必要がある場合に、警察本部に置き、必要により分駐隊を設けるものとする。 3 [略] (自動車警ら班等の活動) 第24条 自動車警ら班の地域警察官は、事件又は事故の発生に即応しつつ、<u>前条第1項に規定する活動を行うことにより</u>、第2条の任務を遂行するものとする。 2 自動車警ら隊の地域警察官は、2以上の警察署の管轄区域内の定められた区域において、<u>前条第2項に規定する活動を行うことにより</u>、第2条の任務を遂行するものとする。 (機動警ら) 第25条 自動車警ら班勤務及び自動車警ら隊勤務の機動警らにおいては、<u>第23条第1項又は前条第2項に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより</u>、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。 [2・3 略]	2 自動車警ら隊は、警察本部に置き、必要により分駐隊を設けるものとする。 3 [同左] (自動車警ら班等の活動) 第24条 自動車警ら班の地域警察官は、<u>警察署の管轄区域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を活用した活動を行うことにより</u>、第2条の任務を遂行するものとする。 2 自動車警ら隊の地域警察官は、2以上の警察署の管轄区域内の定められた区域において、<u>警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況その他の当該区域の実態を勘案し、前項に規定する活動を行うことにより</u>、第2条の任務を遂行するものとする。 (機動警ら) 第25条 自動車警ら班勤務及び自動車警ら隊勤務の機動警らにおいては、<u>前条第1項又は第2項に規定する区域の実態を考慮して定める当該区域内の地域又は路線を巡行することにより</u>、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。 [2・3 同左]	第4章 警備派出所及び直轄警ら隊 (警備派出所) 第27条 [1～3 略] 4 第18条第1項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第2項の規定は警備派出所勤務の<u>見張り</u>について、同条第3項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第4項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、<u>見張り</u>及び在所について、第19条の規定は警備派出所勤務の警らについて準用する。この場合において、<u>第19条第1項中「所管区」とあるのは「第27条第2項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。</u> [条を削る。] (直轄警ら隊) 第28条 直轄警ら隊は、<u>警察署の管轄区域の治安情勢、交番又は駐在所の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、当該区域内の特定の地域において集団による警ら等の活動を行う必要がある場合に、当該地域を管轄する警察署に置くものとする。</u> 2 直轄警ら隊の地域警察官は、交番又は駐在所の活動を補い、<u>前項に規定する特定の地域において必要な集団による警ら等の活動を行うものとする。</u>	第4章 警備派出所、検問所及び直轄警ら隊 (警備派出所) 第27条 [1～3 同左] 4 第18条第1項の規定は警備派出所勤務の立番について、同条第2項の規定は警備派出所勤務の<u>見張</u>について、同条第3項の規定は警備派出所勤務の在所について、同条第4項の規定は警備派出所勤務の警戒警備、立番、<u>見張</u>及び在所について、第19条の規定は警備派出所勤務の警らについて準用する。この場合において、<u>第19条第1項及び第2項中「所管区」とあるのは「第27条第2項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。</u> (検問所) 第28条 検問所は、幹線道路における都道府県境その他の要所に設けるものとする。 2 検問所の地域警察官は、検問所において犯罪の予防検挙等の活動を行うものとする。 3 検問所勤務の検問においては、通行中の自動車その他の車両を停止させ、運転者、同乗者等に対して質問を行うことにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り等に当たるものとする。 4 第18条第1項の規定は検問所勤務の立番について、同条第2項の規定は検問所勤務の<u>見張</u>について、同条第4項の規定は検問所勤務の検問、立番及び見張について、第26条の規定は検問所勤務の待機について準用する。 (直轄警ら隊) 第29条 直轄警ら隊は、<u>原則として警察事象の多い地域を管轄する警察署に置くものとする。</u> 2 直轄警ら隊の地域警察官は、交番又は駐在所の活動を補い、<u>特定の地域において必要な集団による警ら等の活動を行うものとする。</u>
---	---	---	---

3 第19条第1項及び第25条第3項の規定は直轄警ら隊勤務の警らについて、第26条の規定は直轄警ら隊勤務の待機について準用する。この場合において、第19条第1項中「所管区」とあるのは「第28条第1項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

第5章 交番相談員
(交番相談員)

第29条 都道府県警察は、交番又は駐在所につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合は、当該交番又は駐在所において、地域警察活動について知識及び経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから警察本部長が非常勤の職員として任命したものに、地域警察活動のうち住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言並びに犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡その他住民に対し奉仕する活動に協力し又は当該活動を援助する活動で警察庁長官(以下「長官」という。)が定めるもの(次条において「交番相談活動」という。)を行わせることができる。

[(1)～(3) 略]

第30条・第31条 [略]

3 第19条第1項及び第25条第3項の規定は直轄警ら隊勤務の警らについて、第26条の規定は直轄警ら隊勤務の待機について準用する。この場合において、第19条第1項中「所管区」とあるのは「第29条第2項に規定する特定の地域」と読み替えるものとする。

第5章 交番相談員
(交番相談員)

第30条 都道府県警察は、交番につき所管区の実態を勘案して特に必要があると認める場合は、当該交番において、地域警察活動について知識及び経験を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうちから警察本部長が非常勤の職員として任命したものに、地域警察活動のうち住民の困りごと、意見、要望等の聴取及び住民に対する助言並びに犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために必要と認められる事項についての指導連絡その他住民に対し奉仕する活動に協力し又は当該活動を援助する活動で警察庁長官(以下「長官」という。)が定めるもの(次条において「交番相談活動」という。)を行わせることができる。

[(1)～(3) 同左]

第31条・第32条 [同左]

(指揮監督等)
第32条 交番相談員は、その活動を行うに当たっては、交番又は駐在所の所管区を管轄する警察署長の指揮監督及び指導教養を受けるとともに、交番又は駐在所の地域警察官と緊密な連携を保つものとする。

第6章 雑則
(長官への委任)

第33条 [略]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の11重線を付した懸記部分を除く全体に付した効力は注記にある。

附 則

1の附則は、公布の日から施行する。

(指揮監督等)
第33条 交番相談員は、その活動を行うに当たっては、交番の所管区を管轄する警察署長の指揮監督及び指導教養を受けるとともに、交番の地域警察官と緊密な連携を保つものとする。

第6章 雑則
(長官への委任)

第34条 [同左]